

令和3年 第7回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和3年7月21日(水) 午後2時00分開会
午後3時45分閉会

開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
40	摂津市立小中学校における令和4年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書、摂津市立小中学校における令和4年度使用教科用図書採択の件	承認
41	摂津市立千里丘小学校区の児童数増加に関する方針を定める件	承認
42	摂津市民図書館等協議会委員の委嘱又は任命の件	承認

報告事項

件名
事業実施に伴う後援等名義の使用許可に関する要綱の全部改正について
事業実施に伴う後援等名義の使用許可(承認)について
令和3年度6月までの問題行動等報告について
令和3年度6月までの問題行動等報告具体的事案について
令和3年度1学期教育委員学校訪問まとめについて
各課事業日程報告について

出席者

教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	箸尾谷知也 福元 実 大矢優子 坂井知子 藤村裕爾	教育総務部長 教育総務部次長 教育政策課長 教育総務部参事 兼学校教育課長 学校教育課参事 教育支援課長 兼教育センター所長 生涯学習課長 学校教育課長代理 教育支援課長代理 教育政策課参事 兼課長代理 教育政策課主幹兼総務係長	小林寿弘 野本憲宏 松田紀子 河平浩一 武田進介 山根隆寛 中尾昌志 盛園正人 小原理乃 北野人士 岡田哲也	次世代育成部長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 次世代育成部参事 兼家庭児童相談課長 こども教育課長 こども教育課参事 出産育児課長	橋本英樹 石原幸一郎 木下伸記 浅田明典 中川資子 坂本真輔
--	---------------------------------------	---	--	---	---

教育長

ただいまから、令和3年第7回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は坂井委員です。よろしくお願いいたします。

本日は付議事件が3件、報告事項が6件ございます。まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

議案第40号終了後、関係資料の片付けのため、暫時休憩をとることといたします。

また、報告事項(4)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、議案第40号から審議し、暫時休憩を取ります。その後議案第41号に進み、秘密会以外の案件を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続き秘密会を宣言し、報告事項(4)に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思います。皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

それでは、議案第40号「摂津市立小中学校における令和4年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書、摂津市立小中学校における令和4年度使用教科用図書採択の件」について、教育支援課から説明をお願いします。

教育支援課長

議案第40号「摂津市立小中学校における令和4年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書、摂津市立小中学校における令和4年度使用教科用図書採択の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書等により説明】

教育長

学校教育法附則第9条関係教科用図書の採択について、「拡大教科書」と「一般図書」の審議を始めます。

7月7日に実施しました学習会にて「拡大教科書」並びに「一般図書」を委員の皆様にご覧いただいておりますが、ご意見・ご質問

等ございませんでしょうか。

福元教育長職務
代理者

令和2年度も「拡大教科書」の申請があり採択しましたが、今回の申請は昨年度と同じ児童が対象でしょうか。また、「一般図書」はこれまでに採択がなかったと思いますが、事務局から説明があった「特別支援学校用教科書目録に記載のある文部科学省著作教科書」とはどのようなものでしょうか。学習会でも実物を見せていただいているのですが、もう一度説明をお願いいたします。

教育支援課長

「拡大教科書」の申請については、昨年度と同じ対象児童です。「一般図書」については、文部科学省が著作の名義を有し、特別支援学校や特別支援学級で使用されている教科書であり、児童生徒の障害の状態や発達の段階に即した構成になっています。また、今回申請があった教科書は、わかりやすい表現や図表・写真・絵等が適切に取り入れられており、親しみやすく、興味・関心をひきやすい内容になっています。

坂井委員

教育委員会事務局は「拡大教科書」と「一般図書」について、児童の状況や必要性、学校での活用方法をどのように確認していますか。

教育支援課長

学校から申請があった際に、対象児童の状況や様子、学校で行っている配慮や校内委員会等での検討結果や活用方法等を確認しております。また、学校が保護者と話し合いを重ねたうえで教科書の申請を行っていることも併せて確認しております。

教育長

他にご質問、ご意見等はございませんか。

それでは、令和4年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書について、学校からの申し出のとおり、「拡大教科書」は、対象児童が必要とする種目の令和4年度小学校使用教科書として採択された発行者の教科用図書を拡大した「拡大教科書」を、「一般図書」は、対象児童が必要とする種目の「文部科学省著作教科書」を採択することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、学校からの申し出のとおり「拡大教科書」及び「一般図書」を採択することといたします。

続きまして、小学校全種目及び中学校社会科歴史的分野以外の種目の採択について、審議いたします。

小学校教科書は令和元年度に、中学校教科書は令和2年度に採択替えを行ったため、摂津市立小学校における令和4年度使用教科書及び摂津市立中学校における社会科歴史的分野を除いた令和4年度使用教科書については、現在使用している教科書を採択することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしということですので、令和4年度使用教科書について、小学校は令和元年度に、中学校は令和2年度に採択した現教科書を採択することといたします。

続きまして、中学校社会科歴史的分野の採択替えについて審議を行います。審議にあたり、本日までの教育委員会としての活動の経過を説明させていただきます。

教育委員会は文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」と文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」（令和3年3月30日付）、及び大阪府教育委員会教育長通知「義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択について」（令和3年4月15日付）に基づき、令和3年第5回教育委員会定例会にて、中学校社会科歴史的分野の採択替えについては、現教科書を採択した理由や検討の経緯等を踏まえ、日本文教出版と今回新たに検定に合格した自由社の2者を比較して判断することにいたしました。

中学校の意見については、令和2年度に小中学校教科用図書選定委員会が教科書選定にかかる十分な調査を行い、その結果をもとに教育委員会で協議し決定したことから、今回の採択にあたっては選定委員会を置かず、意見書にて聴取することとしました。

また、審議のための資料として、大阪府教育委員会が発行する「中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）」や摂津市教育委員会が作成した「令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容

等を踏まえて作成した資料」、また、各中学校から提出された「令和4年度使用中学校教科用図書採択に関する学校意見書（「新しい歴史教科書」）」並びに教科書展示会来場者の意見を使用することとしました。

令和3年7月7日に学習会を開催し、意見書や資料等を参考に社会科歴史的分野の教科書について、教育委員で意見交換を行いました。以上が審議に至る教育委員会の活動の経過です。

それでは審議を行います。社会科歴史的分野の採択替えについて、昨年度採択した日本文教出版と新たに発行された自由社を比較してのご意見をお願いします。

福元教育長職務
代理者

令和2年度の採択時は、歴史年表が充実しており、年表の中に写真や説明があり、子どもたちに歴史について興味を持たせる仕組みが大変よいという理由から日本文教出版がよいと申しました。

そして、新たに自由社の教科書を拝見したとき、日本のことについての記述が詳しく書かれており、読み物としてはおもしろいと思える内容でした。しかし、歴史の年表の充実、子どもを歴史の世界にどのように引き込むのかという観点でみると、やはり写真や説明文が分かりやすい日本文教出版がよいと思います。

坂井委員

日本文教出版と自由社の教科書を比較したところ、日本文教出版は各章の導入ページで大きな地図や年表があり、その時代全体を見渡すことができます。さらに各単元のページでは、はじめに学習の課題や考え方があり、終わりに深めようとなっており、見やすく、学習の流れがわかりやすいと思いました。写真も多く、大きく載っており、中学生がわかりやすく学習できるように考えられていると思いました。

教科書全体のページでは、日本文教出版の方がページ数は多いですが、1枚あたりの紙が薄く、全体の厚みがおさえられており、軽くなっています。また先生方が日本文教出版の教科書を使用されて、授業が進めやすいという意見も聞いておりますので、日本文教出版がよいと思います。

大矢委員

日本文教出版の教科書は、情報の整理がよくされていて、例えば3つ並べて比較するなど違いが非常にわかりやすく、よかったと思

います。自由社はレイアウト面で、フォントが小さく、UDフォントも使われていないため、見にくさを感じるどころがありました。さらに自由社の教科書は記述が物語的であるように感じました。教科書8ページに「歴史を学ぶということは、過去に起こった出来事について、当時の人はどのように考えていたかを学ぶことです。」とあり、歴史上の人物がどのように考えていたのか、それぞれの人物の気持ちが書かれていました。歴史の流れはわかりやすいですが、その人物が本当にそのように考えていたのかは疑問であり、不確かな情報を子どもたちに伝えていいのかと思いました。

また、教科書282ページ「世界を驚かせた日本人 東日本大震災」に、「よい行動をして日本人はすごいぞ」と日本人を褒めて完結しており、果たして美談で終わってよいのかと思いました。一方、日本文教出版では300ページの「災害の歴史に学ぶ」にて、災害から学ぶこと、学び続ける大切さの姿勢が伝わる記載でしたので、日本文教出版がよいと思いました。

藤村委員

日本文教出版と自由社の双方とも一長一短あると感じました。府の選定資料を見ましても、写真や資料、年表の扱いについては、それぞれ独自の特色がありましたが、評価した観点は2つあります。

1つは、自由社の教科書の記述に事実に対する評価を感じさせるような記述があり、生徒に一定の印象を与えてしまうのではないかと危惧しました。例えば、太平洋戦争の評価について、「日本国民の多くは、歓喜しました。」「日本の勝利はめざましい。」「果敢な進撃」「植民地支配に苦しんでいた人々に独立への夢と希望を与えた」「破竹の進撃」など、直接評価をしているわけではありませんが、それをにおわせるような評価をしている記述が気になりました。

2点目は、小学校の社会科は、「人物を通して歴史を学ぶ」ということが学習指導要領にも強く示されていたと記憶しています。一方、中学生にはそれだけではなく、具体的な史実や文献を通して子どもたちに考えさせたい、そういう教科書を子どもたちに与えていきたいと考えたときに評価できるのが日本文教出版の教科書であり、日本文教出版がよいと思いました。

教育長

私も日本文教出版がよいと思います。

自由社の教科書の記載はなかなかおもしろいと思いました。例え

ば、占領軍の進めた主な改革に関する記載などは、本教科書で初めて見ました。また、明治維新の2つの中心の話も読み物としては、おもしろいなと思いました。しかしながら、資料集としてはおもしろいと思いますが、中学校の教科書としてはいかがなものかと思いました。

また、自由社の教科書を読んだときに、日本について詳しく記載されていると感じましたので、日本について記述があるページと外国について記述があるページの総数を比較してみました。自由社は、日本の記述は224ページ、外国の記述は44ページでした。一方、日本文教出版は、日本の記述は224ページ、外国の記述は60ページでした。割合でみると、自由社は日本の記述が84%、外国の記述が16%、日本文教出版は、日本の記述が79%、外国の記述が21%で、自由社の教科書の方が日本のことについての記載が多いことが分かりました。その反面例えば自由社の教科書には、アメリカの南北戦争の事実についての記載がありませんでした。

私は、日本のことを教えることも大事ですが、世界の中の日本と捉えたときに、世界の歴史的事実も知ったうえで日本のことを学ぶ姿勢が必要ではないかと思いますので、日本文教出版がよいと思います。

それでは、皆様からご意見をいただきましたとおり全員一致で日本文教出版を採択したいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、社会科歴史的分野についても本年度使用している教科書を採択することとし、摂津市立中学校における令和4年度使用教科用図書については、採択替えを行わず、全ての種目において本年度使用しているものを採択することとします。

それでは議案第40号「摂津市立小中学校における令和4年度使用学校教育法附則第9条関係図書及び摂津市立小中学校における令和4年度使用教科用図書採択の件」について審議を終了します。

それでは暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは再開します。

議案第41号「摂津市立千里丘小学校区の児童数増加に関する方針を定める件」について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

議案第41号「摂津市立千里丘小学校区の児童数増加に関する方針を定める件」について、ご説明の前に、本日は摂津市立小中学校通学区域審議会の以登田会長にお越しいただいておりますので、答申をよろしくお願いたします。

審議会会長

摂津市立小中学校通学区域審議会会長の以登田でございます。教育委員会からの諮問を受け、3回審議を実施しました結果、「摂津市立千里丘小学校については、通学区域を変更せず、千里丘小学校の敷地内で施設の整備を行い、児童数増加に対応することが適当である。ただし、運動場や体育館の教育環境について十分な配慮が必要である。」との結論を得ましたので答申いたします。

教育長

答申いただきましてありがとうございます。今回の結論に至った経過についてご説明をお願いいたします。

審議会会長

コロナ禍での審議ということで、書面での会議開催となりました。審議会には、千里丘小学校区だけでなく、隣接校区の自治会長、PTA会長、校長会代表の委員もおおり、さまざまな意見をいただくことができました。

委員の多数が「通学区域を変更しない」という意見で、子どもたちの通学の安全を最優先すべきであるという趣旨でした。具体的な意見として、「現在の千里丘小学校区の通学区域は、地理的にも交通面からも合理的であり、JRの線路を超えて通学することは安全面で非常に心配である。」「千里丘1丁目から7丁目、千里丘新町の児童にとって通学距離が最も近いのが千里丘小学校である。」などの意見がありました。

また少数の委員は「通学区域を変更する」または「その他」の意見で、「児童数均等を図るため、小学校4校の通学区域を見直し、さらに旧三宅小学校を活用する。」「千里丘新町に小学校を新築する。」と挙げられました。

これらの意見をふまえ、児童の安全・安心を最優先するとともに、

良好な教育環境の整備の配慮を求める答申に至りました。

教育長

その他審議会会長にご質問等はございますか。

大矢委員

答申ありがとうございます。3回全て書面審議とのことですが、十分に協議ができたのでしょうか。

審議会会長

緊急事態宣言等が発令されていた時期であり、対面での会議は難しいと判断いたしました。書面でも十分な協議ができるよう、資料発送から意見書提出までの期間を約10日間で設定し、各委員の意見一覧表で情報共有するなどの工夫を行いました。

一部の委員から対面の会議を希望する声もありましたが、書面でも自分の意見をきちんと述べる事ができたという意見を多数いただき、十分な意見交換もできたと捉えております。

大矢委員

委員の皆様から意見を十分に書く事ができたということ、意見交換ができたという声があったということで安心しました。子どもの通学時の安全安心の確保や良好な教育環境の整備という点から今回の答申に至った経過がよく分かりました。

教育長

他に何かご意見・ご質問等はございますか。

それではないようですので、以登田会長ありがとうございます。

先ほどの答申を受けて、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

摂津市立小中学校通学審議会からの答申を受け、議案書13ページのとおりに「摂津市立千里丘小学校区の児童数増加に関する方針」を定めたいのでご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

ご質問等が無いようですので、議案第41号「摂津市立千里丘小学校区の児童数増加に関する方針を定める件」について原案とおりに承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしとのことですので、議案第41号「摂津市立千里丘小学校区の児童数増加に関する方針を定める件」については承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第42号「摂津市民図書館等協議会委員の委嘱又は任命の件」について、生涯学習課から説明をお願いします</p>
生涯学習課長	<p>議案第42号「摂津市民図書館等協議会委員の委嘱又は任命の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。</p> <p>【以下、議案書等により説明】</p>
教育長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご質問等が無いようですので、議案第42号「摂津市民図書館等協議会委員の委嘱又は任命の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしとのことですので、議案第42号「摂津市民図書館等協議会委員の委嘱又は任命の件」については承認いたします。</p> <p>続きまして、報告事項(1)事業実施に伴う後援等名義の使用許可に関する要綱の全部改正について教育政策課より説明をお願いします。</p>
教育政策課長	[事業実施に伴う後援等名義の使用許可に関する要綱の全部改正について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
坂井委員	<p>これまでの要綱では、事業を中止した場合、事業計画変更・中止届出書を提出することとなっていましたが、新要綱では変更届出書しか見当たらず、団体はどのように届出する必要があるのでしょうか。</p>

教育政策課長	市の運用と合わせ事業を中止した場合は、事業実績報告書を提出していただくこととしています。
大矢委員	旧要綱第4条第4号に摂津市暴力団排除条例に規定するものが関与しない事業であることと定められていましたが、新要綱で削除されたのはなぜでしょうか。また、第6号の「直近1年以上の継続的な活動実績を有し、事務遂行能力が十分であると認められるものが主催する事業であること」も削除されたのはなぜでしょうか。
教育政策課長	<p>今回は押印廃止に伴う様式の見直し及び市の後援名義承認要綱に基づき改正しております。摂津市暴力団排除条例にかかる項目を削除した理由は、当条例にて、市の事務や事業から暴力団の排除を図るものと定められており、市の責務として当然の行為であることから、後援名義使用承認の基準にあえて記載する必要がないものと判断しました。</p> <p>また、旧要綱第4条第6号の規定は、新要綱第4条第5号の「過去に同等の目的及び内容で実施されていること」にて「継続的な活動実績を有するもの」を包含するものと捉えております。さらに、直近1年以上と限定的にすると、例えば昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で全く活動できなかった団体が今年申請した場合には適用外となる等の申請団体が不利となる条件となることから削除しました。</p>
教育長	それでは次に進みます。続きまして、報告事項（2）事業実施に伴う後援等名義の使用許可（承認）について、教育政策課より説明をお願いします。
教育政策課長	[事業実施に伴う後援等名義の使用許可（承認）について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。続きまして、報告事項（3）令和3年度6月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。
学校教育課長代理	[令和3年度6月までの問題行動等報告について]

教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
大矢委員	小学校の暴力行為が37件のうち21件が繰り返し事案とのことですが、暴力行為の件数が抑えられているとはどういう意味でしょうか。
学校教育課長代理	<p>小学校低学年で注目しますと暴力行為の発生が7件で前月と比較して減少傾向にあり、そのうち3件が繰り返し事案でございました。繰り返しを減少させることが暴力行為件数全体の減少につながると小学校低学年と中学校で証明されています。</p> <p>しかしながら小学校高学年で少数の児童による繰り返し事案が増えたため、小学校全体の暴力行為件数は増加傾向にあります。新たに暴力行為を起こす児童生徒が増えたということではございません。</p>
教育長	繰り返しが減少すれば、暴力行為の件数が減少するのは分かりきったことですが、議案書の問題行動報告を見る限り件数は増えており、暴力行為の件数が抑えられているという事務局からの説明が理解しにくいと思います。暴力行為の件数がなぜ増えているのでしょうか。
学校教育課長代理	先ほどの説明と重複しますが、小学校高学年にて繰り返し事案が多数発生したため、小学校の暴力行為の件数が増加しました。
教育長	<p>来月の定例会以降、議案書にて「1. 問題行動件数」の次に暴力行為件数の学年別の内訳、またそのうち繰り返し事案が何件かを記載して報告していただきたいと思います。</p> <p>学校全体の雰囲気が悪くなっているのではなく、繰り返し行われているが、些細な事案が発生しているということでしょうか。</p>
学校教育課長代理	繰り返し事案が多数発生している学校・学年については、対応が難しいと聞いております。
大矢委員	つまり摂津市全体で落ち着かない状況にあるというわけではなく、一部の学校・学年で暴力行為の対応が難しい状況にあるという

ことですね。

学校教育課長代
理

おっしゃるとおりでございます。

教育長

対応が難しい状況にある学校に対して、事務局からどのような支援・指導を行っているのでしょうか。

学校教育課長代
理

摂津市生徒指導体制支援チームから緊急支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー、スクールロイヤー等の専門家を学校に派遣し、指導・助言を行いました。その助言に基づき対応をしているところですが、現時点で解決には至っていない状況です。

大矢委員

手を尽くしているが、効果が出るのに時間がかかるということでしょうか。

学校教育課長代
理

専門家から助言・支援が行われた学校では、これまで対応した方針が適正であると認められたことにより教員のモチベーション向上につながっていると捉えております。結果がすぐに出なくとも対応を続けていくという方向性を確認できています。

教育長

生徒指導体制支援チームの派遣は今年度から始まったということで、効果がまだ見えないものの、自分たちの対応が間違いなかったと専門家から認められることは教員の不安解消につながるので良いことだと思いますが、最終的には問題行動等を減少させることが大事です。支援チームの派遣が問題行動等の減少に効果があるのか事務局として検証が必要だと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは次に進みます。報告事項（５）令和３年度１学期教育委員学校訪問まとめについて、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

[令和３年度１学期教育委員学校訪問まとめについて説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

ここで教育委員とは別に吹田市教育委員会事務局の指導主事による学校訪問が実施されたとのことですので学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

吹田市立教育センターの所長より依頼を受け、市内8校にて学校訪問の受け入れを実施しました。吹田市の指導主事延べ20名が参加され、「学校と教育委員会事務局が連携して取組を進めているのがよくわかった。」「学校間の情報交換の場では、担当者含めて本音で話し合いより良い学校づくりに取り組んでいることが見られてよかった。」などのご意見をいただきました。なお2学期は吹田市への学校訪問を予定しております。

教育長

急な依頼にも関わらず8校の学校が対応いただいたということで、摂津市のみならず他市の教育委員会事務局が来ても、各学校の取組を公開できることは大変良いことだと思います。事務局と学校が垣根なく連携できているという評価もいただいたということで、学校教育課指導主事はじめ教育委員会事務局職員の皆さんの努力が評価につながっていると思います。

それでは次に進みます。報告事項(6)各課事業日程報告について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[各課事業日程報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦労様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。
報告事項(4)「令和3年度6月までの問題行動等報告具体的事案」について、学校教育課より説明をお願いします。

教育長

【以下、秘密会のため削除】

これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。
ご苦労様でした。